

強制執行手続について

勝訴判決を得たり，相手方との間で裁判上の和解が成立したりしたにもかかわらず，相手方がお金を支払ってくれなかったり，明渡しをしてくれなかったりした場合には，判決書などの債務名義を得た人(債権者)の申立てに基づいて，相手方(債務者)に対する請求権を，裁判所が強制的に実現する強制執行手続をとることができます。

強制執行手続をとるには，勝訴判決（和解調書）などを得た裁判所に対し，その判決書（和解調書）などが[相手方に送達されたことの証明（送達証明）申請](#)と，その判決書（和解調書）などに[執行文付与申請](#)を行って，これらを受ける必要があります。その後の具体的な手続については，強制執行手続を扱う[執行部\(第14民事部\)](#)の案内を御参照ください。